

1-33-12

国王尚豊の、空白の公文用紙を王舅呉鶴齡等に持参させ、あわせて冊封使への宴金をもたせるむねの執照

(一六三三、一〇、一五)

琉球国中山王尚(豊)、公務の事の為にす。

照得するに、進上の謝恩の表箋併びに部文、各項の公文は全て同に心を用いて照管す可く、損湿を得る母らしむ。但だ水陸の路途は俱に三千里の遙かなる有り。特に、空白の紙文を將て王舅呉鶴齡・大夫蔡堅に付与し、收領して前去せしめて以て備用に防^{そな}う。如若用いざれば宜しく当に回繳すべし。併びに二天使の宴金二封を附し、同に齎して京に赴き進上し、二使臣に給賞せしむ。違悞して便ならざるを得しむる母れ。須らく執照に至るべき者なり。

右の執照は王舅呉鶴齡・正議大夫蔡堅に付し、此れに准ぜしむ

崇禎六年(一六三三)十月十五日給す

執照

注(1)二天使の宴金二封〔一三二一〇〕を参照。

1-33-13

国王尚豊の、進貢のため正議大夫蔡錦等を遣わす執照

(一六三四、九、一一)

琉球国中山王尚(豊)、進貢の事の為にす。

今、特に正議大夫・使者・都通事等の官の蔡錦等を遣わし、杏を捧じ表箋を齎しむ。船隻に坐駕し、馬四匹・硫黄一万斤を載運して京に赴き進奉す。差去する員役は、別に文憑無くば誠に所在の官司の盤阻して便ならざるを恐る。合行に給照すべし。今、仁字第三十七号半印勘合執照を給し、通事蔡国材等に付し、收執して前去せしむ。如し経過の関津把隘の去処及び沿海巡哨の官軍の驗実に遇わば、即便に放行し、留難し遅悞して便ならざるを得しむる母れ。須らく執照に至るべき者なり。

計開 赴京の

正議大夫一員 蔡錦 人伴一十名

使者一員 毛紹賢 人伴五名

都通事一員 梁廷器 人伴五名

存留在船都通事一員 陳華 人伴四名

存留在船使者二員 盛世佐 吳徳純 人伴四名

存留在船通事一員 蔡国材 人伴二名

管船火長・直庫二名 二郎 馬志

梢水共に七十九名